

4月

ほけんだより

すくすく!

R5.4.6
中部小保健室

入学・進級おめでとうございます。4月から6月は、健康診断で体のことをたくさん調べます。

みんなが元気よくすごすための大切な検査です。

正しく受けて、自分の体のことをたくさん知ってくださいね。

保健室も、みんながいきいき・のびのび・にこにこすごせるように応援していきます。「すくすく」もおうちのひとといっしょに読んでくださいね。

《4月の保健目標》

自分の体を知ろう

《4月の保健行事》

《身体測定（身長・体重）》

11日 1・2年生

12日 3年生・5689組

13日 4・5年生

14日 6年生

*体操服ですよ

*頭の上や後ろで髪を結ばないように。

《視力検査》

17日 1・2年生

18日 3年生

19日 4・5年生

20日 6年生・5689組

*めがね・コンタクトレンズも忘れずに。

《尿検査》

18日 一次検査：全学年
(二次検査は5月です)

*説明書をよく読んで行いましょう。

*朝、忘れずに尿をとりましょう。

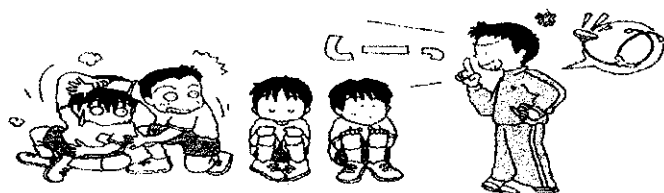
《聴力検査》

25日 1・2年生

26日 3年生

27日 5年生・5689組

*耳そうじを
しておいてね!



今年度お世話になります
学校医の先生

学校医：宇田先生（宇田ファミリークリニック）

；高本先生（たかもと内科クリニック）

学校歯科医：鈴木先生（鈴木歯科医院）

；後藤先生（陽のあたる歯科）

学校薬剤師：山本先生（ファーマライズ薬局）

学校眼科医：永田先生（永田眼科クリニック）

学校耳鼻科医：鈴木先生（すずき耳鼻咽喉科）

《保健室のマナー》

体や心が傷ついたとき、知りたいことや相談したいことがあるときは利用してね。

① 入るとき、出るときはあいさつしましょう。

② 他の人の迷惑にならないように静かにすごしましょう。

③ 本や薬をかってに使ったり、持ち出したりしないでください。

④ 飲み薬はありません。





保護者の方へのお願い

感染対策を引き続き
お願いします！

年度始めは、保健の書類や健康診断に関わることでお願いすることがたくさんあります。お手数をおかけしますが、大切なことですので、もれのないようによくお願いします。

<保健調査票・家庭連絡票の記入について>

(2～6年)

学校での検診や保健管理、緊急時の連絡等に役立てるものです。配慮が必要なことや気になることなど学年の欄に記入してください。

《提出期日：4月10日》

<欠席・遅刻・早退について>

欠席・遅刻・早退が事前にわかっている場合は、連絡帳や絆システムでお知らせください。急な場合の欠席・遅刻については、朝8時20分までに保護者の方で電話連絡をしていただくようお願いします。<32-1044>

体調に配慮が必要なときや、保護者の連絡先(所在)がいつもと違うときなども連絡していただくとありがたいです。

<運動器検診問診票について>

これまでの脊柱に加え、四肢(上肢・下肢)の状態についてもご家庭でチェックしていただき、内科健診で校医の先生に診ていただきます。

《提出期日：4月10日》

<出席停止について>

みずぼうそうやおたふくかぜ、インフルエンザなどの伝染病にかかると「出席停止」となり、欠席扱いにはなりません。

「インフルエンザ」と「新型コロナウイルス感染症」以外は、医師の証明を受けてから登校してください。文書料がかかる場合もあります。その場合は、ご相談ください。

詳しくは、後日配付される教育委員会からのお知らせをご覧ください。

<結核健診問診票について>

結核感染の有無について、内科健診で校医の先生に診ていただきます。内科検診の前に配付しますので、記入後に封筒に入れて提出してください。

《提出期日：学年によってちがいます》

<健康診断の結果連絡について>

健康診断の結果で、病気や異常の疑いがあった場合は、「保健関係のお知らせ」の封筒に入れてお渡しします。早めに受診して、受診結果の提出をしてください。

※この他にも、心電図検査(1・4年)や耳鼻科検診(3年)の前に問診票の提出があります。

<忌引きについて>

該当する人の死亡・葬儀で休む場合は「忌引き」となり、欠席にはなりません。忌引きは次の日数をとる扱いができます。

父母	連続した7日
祖父母、兄弟姉妹	連続した3日
曾祖父母、おじ・おば	1日

*これ以上は欠席になります。(ただし、遠方の場合、移動日が加えられる場合もあります)

☆朝の健康観察・持ち物しっかいと☆

慌ただしい朝ですが、登校前のお子さんの体調チェックをして、様子がいつもと違う場合には、必ず検温し、連絡帳などでお知らせください。ハンカチ・ティッシュをもたせてください。

養護教諭の天野智加子です。よろしくお願ひします。

お子さんの健康のことについて、いつでも何なりとお知らせ・ご相談等ください。

保健室にもお気軽にお立ち寄りください。

<日本スポーツ振興センターについて>

学校管理下(通学・部活動も含む)において、けがや特定の病気になり、医療機関に受診した時、医療費の請求を行うことができる制度です。子ども医療費受給による医療機関での支払いがない場合も、1割の給付や万一の場合の見舞金を受けられます。

センターとの手続きは学校で行いますので、下校後に受診した場合も連絡をお願いします。

